

令和 7 年度 部活動規約

＜第 1 章 総則＞

第 1 条 「目的」

- 1 部活動は、生徒主体の活動であり、体育的、文化的、または勤労・生産的な課外の活動を行う。
- 2 有意義な放課後の活動を通して、個性の成長を図る。
- 3 活動を工夫し、知識や技能を向上させるとともに、人間形成を図る。
- 4 同じ目的をもつものの集団として、お互いに協力しあいながら精神面、技術面、体力面などを高める。

第 2 条 「所属」

- 1 活動部員は、本校の生徒とする。
- 2 入部は、保護者の同意のもと、顧問・担任へ「入部届」を提出する。
- 3 転部、又は退部を希望する場合、保護者、顧問の同意の上、「退部届」、「入部届」を提出する。
※放課後の時間帯に校内外の活動団体に所属して活動する生徒、特別な理由で活動に参加できない生徒は、部活動に所属しなくてもよい。この場合は学級担任に届け出ること。

＜第 2 章 配置＞

第 3 条 「配置」

- 1 活動団体は、生徒会組織に属する。
- 2 生徒の興味関心を尊重し、体育的、文化的、または勤労・生産的な活動を配置する。

第 4 条 活動

- 1 人数：活動が成立する最低限度の人数を必要とする。（1・2 年部員数 5 人以下は原則次年度募集しない）
- 2 顧問：①部員数や活動内容を考慮して年度ごとに学校長が決定し、配置する。
②外部指導者を募ることができる。
③顧問、指導者の任期は 1 年とする。
- 3 活動：①原則として毎年継続して日常的に活動する。
②対外試合・対外活動を意識した活動となるように工夫する。
- 4 場所：日常活動は、原則として校内とし、学校はそれを割り当て保証する。
- 5 新規開設：新たに部活動を設立する場合には、現存の部活動を存続させる責任を顧問が請け負った上で、継続可能な活動にできるよう考慮して行う。

＜第 3 章 運営＞

第 6 条 「役員」

活動団体は、以下の役員を置く

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 1 ～ 2 名
- (3) 学年代表 1 名（各学年）
- (4) 顧問 1 名以上

第 7 条 「任務」

役員の任務は、下記に定める。

- (1) 部長は、団体を代表し、活動を総括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長不在の時はその任務を代行する。
- (3) 学年代表は、各学年のまとめ、部員相互の連絡調整にあたる。
- (4) 顧問は、活動全体の責任を負い、活動の成果を目指し支援、指導する。

第 8 条 「活動」

- (1) 部員と顧問で十分に協議したうえで活動の計画を立案し、全校生徒の了解を得るものとする。
- (2) 部集会を設け、活動について話し合う。
- (3) 部活動規約を厳守し、部内則を設置して活動する。
- (4) 活動への所属は、原則として 3 年間とする。
- (5) 活動状況について記録し、全校生徒に報告をする。

(6)活動時間

①年間を通して１８時００分まで（完全下校 １８時１５分）

②再登校や下校の時間を厳守できない場合は、一時活動停止などの措置をとる。

③朝練習 ７時２０分～７時５５分まで行うことができる。ただし、授業に支障があると認められる場合には、大会前に限定するなどする。

④考査前 考査一週間前は活動を停止する。ただし、大会前の特別練習を行う場合は、学校長の許可を得る。

(7) ３年生については、引退（運動部は夏季大会等、文化部は文化発表会等をもって）後は、都立入試終了まで参加しない。

(8) ３年生において、部活動に関わる特別な推薦の受験を希望している生徒については、保護者と顧問の先生に相談し、学校の承認を受けて、特別に参加することができる。

<第４章 活動費>

第９条 「予算」（別定「予算配当基準」）

各部は、予算の配当を受けることができる。

(1)学校は、活動に必要な予算を配当する。

第１０条 「決算」

予算は、活動に対して有効に執行し、決算する。

<第５章 部長会>

第１１条 「名称」

各部の部長、顧問で構成する本会を部長会と称する。

第１２条 「組織」

(1)会長 １名

(2)副会長 男女各１名

(3)書記 １名

(4)顧問

第１３条 「活動」

(1)部活動の様々な取組や活動を協議し、よりよい活動の実現に務める。

(2)学期１回の定例会と、それ以外に必要な応じて部長会を招集する。

(3)それぞれの活動についての振り返りを行う。

「本規約の改正」

この規約は、必要に応じて更新することができる。

平成２１年 ４月 １日 制定

平成２８年 ４月 １日 第２章第４条２の②を変更

第４章第９（２）の項目は今年度限りで削除とする。

平成２９年 ４月 第８条（７）（８）を追加

平成３１年 ４月 １日 第２章第４条５を追加

令和 ６年 ４月 １日 第２章第４条１に追加

令和 ７年 ４月 １日 第３章第８条（６）に追加